

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2023年1月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を掲載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「企業型年金規約」です。

## 第7講 「企業型年金規約」

(確定拠出年金法第3条 ほか)

「企業型年金規約」とは、それぞれの事業所で実施する企業型年金の内容を定めたものです。企業型年金規約に関する規定としては、確定拠出年金法第3条（規約の承認）、第4条（承認基準）、第5条及び第6条（規約の変更）などがあります。

まず、主な条文をみてみましょう。

### 確定拠出年金法第3条（規約の承認）

第1項 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、(略) 第一号等厚生年金被保険者 ((略)) の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、(略) 労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について 厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(略)

第3項 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

(略)

第4項 第一項の承認を受けようとする厚生年金適用事業所の事業主は、(略)、当該承認に係る申請書に、次に掲げる書類 ((略)) を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(略)

### 確定拠出年金法第5条（規約の変更）

第1項 事業主は、企業型年金規約の変更（厚生労働省令で定める 軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その変更について 厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

第2項 前項の変更の承認の申請は、(略) 第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、(略) 労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の 同意 を得て行わなければならない。

(略)

### 確定拠出年金法第6条

第1項 事業主は、企業型年金規約の変更（前条第一項の厚生労働省令で定める 軽微な変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に 届け出 なければならない。ただし、第三条第三項第五号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項の変更については、この限りでない。

確定拠出年金法第3条第1項は、企業型年金を実施する場合の手続きに関する規定です。事業主は、企業型年金の実施にあたり、事業所に使用される第1号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、前述の労働組合がないときは第1号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者（以下「労働組合等」）の同意を得て企業型年金規約を作成し、厚生労働大臣の承認を得なければなりません。

なお、実施事業所が複数ある場合は、第2項の定めにより、事業所ごとに労働組合等の同意を得る必要があります。

第3項には、企業型年金規約に記載する事項が定められています。事業主や運営管理機関の情報、掛金の算定方法、運用の方法の選定・提示など、およそ実施する内容に関する全てのことが記載事項になっているといえるでしょう（最終ページの表参照）。

第4項には、承認を受ける際に提出する添付書類が定められています。例えば、「労働組合等の同意を得たことを証する書類」「運営管理業務の委託に係る契約書」「資産管理契約の契約書」などがあります。

第5項は、簡易企業型年金の場合における添付書類の省略などに関する規定です（第6講参照）。

作成された企業年金規約は、確定拠出年金法第4条第1項に定められた基準に基づいて承認の可否が判断されます。承認基準は概ね次の2点に要約されます。

1つは、確定拠出年金法第3条第3項に定められた記載事項が記載されていることです。

もう一つは、それぞれの記載事項が法令の要件を満たしていることです。例えば、「企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合は、特定の者について不当に差別的でないこと」、「少なくとも3か月1に回は運用指図を行い得ること」などがあげられます。

なお、厚生労働大臣の承認を受けたときは、事業主は確定拠出年金法第4条第3項及び第4項の定めにより、第1号等厚生年金被保険者に企業型年金規約の内容を周知することや、企業型年金規約を事業所に備え置き第1号等厚生年金被保険者の求めに応じて閲覧させることが義務付けられています。

また、企業型年金規約の内容について一旦承認を得ても、記載事項を変更する場合は、確定拠出年金法第5条、第6条の定めに基づいて変更の手続きをしなければなりません。

第5条は、原則的な変更の手続きで、承認を受けるときと同様に、労働組合等の同意を得て厚生労働大臣の承認を受けなければなりません（第1項、第2項）。

ただし、確定拠出年金法第6条によって、「軽微な変更」に該当する場合は厚生労働大臣の承認を受ける必要はなく、遅滞なく届け出れば良いことになっています（第1項）。労働組合等の同意については、軽微な変更であっても原則として得なければなりません。軽微な変更のうち「特に軽微な変更」に該当する事項である場合には不要です（第2項）。また、第1項のただし書きにより、軽微な変更のうち一部の事項の変更については、厚生労働大臣への届出も不要となります。届出が不要となる変更としては、資産管理機関の名称及び住所の変更、事業主の住所の変更（市区町村の名称の変更等に伴うものに限る）、事業所の所在地の変更（市区町村の名称の変更等に伴うものに限る）、事業主から委託を受けた運営管理機関の名称、住所の変更があげられます。

原則的な変更、軽微な変更、特に軽微な変更のいずれかに該当するかは記載事項により異なり、確定拠出年金法施行規則第5条の第1項で軽微な変更、第2項で特に軽微な変更が定められています。

もっとも、確定拠出年金法施行規則第5条の大半は該当条文が定められているだけなので、それだけ見ても、何が軽微な変更あるいは特に軽微な変更に該当するのかわかりません。例えば、第1項では「法第3条第3項第1号に掲げる事項」といった具合に確定拠出年金法などの該当箇所が記載されており、該当箇所を照らし合わせると次ページの表のようになります。このほかに、「条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項」、「法令の改正に伴う変更に係る事項」が特に軽微な変更として定められています。企業型年金加入者への影響が比較的小さいものが、軽微な変更や特に軽微な変更には該当するといえます。

企業型年金の変更に関する規定については、まず確定拠出年金法に定められている通常の変更、軽微な変更、特に軽微な変更の手続きの違いについて理解し、そのうえで確定拠出年金法施行規則に記載されている条文を照らし合わせて、具体的にどの記載事項が軽微な変更あるいは特に軽微な変更には該当するのかわかると理解が深まります。

今回は、「個人型年金規約」です。

※記載内容は2023年1月1日現在の法令に基づくものです。

【参考】企業型年金記載事項及び変更時の取り扱い

法3条 第3項 の号数	記載事項	変更区分		
		通常の 企業型年金	簡易企業型年金	
1	事業主の名称及び住所	特に軽微な変更 (事業主の増加及び減少は軽微な変更)		※1
2	実施事業所の名称及び住所	特に軽微な変更 (実施事業所の増加及び減少は軽微な変更)		※2
2の2	簡易企業型年金を実施する場合はその旨	原則		
3	事業主が運営管理業務の全部または一部を行う場合はその業務	原則		
4	運営管理業務の全部又は一部を委託する場合は運営管理機関の名称及び住所並びにその行う業務	特に軽微な変更 (名称・住所 以外は原則)	特に軽微な変更 (名称・住所以外は 軽微な変更)	※3
5	資産管理機関の名称及び住所	特に軽微な変更		※4
6	企業型年金加入者となることについて一定の資格を設ける場合は当該資格に関する事項	原則		
7	事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項	原則		
7の2	企業型年金加入者が掛金を拠出できることを定める場合は、当該掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項	原則		
8	運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項	原則		
8の2	指定運用方法を提示する場合は、指定運用方法の提示に関する事項	原則		
8の3	運用の方法を除外することとする場合は、除外に係る手続に関する事項	原則		
9	給付の額及びその支給の方法に関する事項	軽微な変更 (支給予定期間の変更、支払回数を提示している 場合の種類の変更以外は原則)		
10	勤続3年未満で企業型年金加入者資格を喪失した場合に事業主に資産を返還することを定める場合は返還資産の算定方法に関する事項	原則		
11	企業型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項	軽微な変更 (事業主負担の変更、加入者負担の減少以外は原則)		
12-1	運営管理業務の全部又は一部を委託する場合は当該委託に係る契約に関する事項	原則	軽微な変更	
12-2	資産管理契約に関する事項	軽微な変更 (資産管理契約の相手方 の変更以外は原則)	軽微な変更	
12-3	事業主掛金の給付に関する事項	原則	軽微な変更	
12-4	企業型年金加入者が掛金を拠出できることを定める場合は、当該掛金の給付に関する事項	原則	軽微な変更	
12-5	投資教育の措置に関する事項	軽微な変更		
12-6	他制度から資産の移換を受ける場合は、当該資産の移換に関する事項	原則		
12-7	確定給付企業年金等の脱退一時金相当額の移換に関する事項	特に軽微な変更		
12-8	他制度に個人別管理資産を移換することができる場合における、当該資産の移換に関する事項	特に軽微な変更 (中退共への移換は原則)		
12-9	事業年度に関する事項	特に軽微な変更		

枝番号は施行令による号数

注) 法令上は、軽微な変更のうちの一部が特に軽微な変更として位置づけられていますが、便宜上この表では、特に軽微な変更に該当しない軽微な変更を「軽微な変更」と表記しています。

※1～※4は届出不要。ただし、※1、※2は市区町村の名称の変更の伴うものに限る。※3は名称及び住所の変更のみ。